

1 介護予防訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
62 1111	予防訪問入浴	イ 看護職員1人及び介護職員1人		852	1回につき	
62 1112	予防訪問入浴・部分浴		清拭又は部分浴のとき × 90%	767		
62 1121	予防訪問入浴・職員	852 単位	介護職員2人の場合	809		
62 1122	予防訪問入浴・職員・部分浴		× 95% 清拭又は部分浴のとき × 90%	728		
62 4111	予防訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
62 4112	予防訪問入浴同一建物減算2	を行う場合	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
62 8000	予防特別地域訪問入浴介護加算	特別地域介護予防訪問入浴介護加算		所定単位数の 15% 加算	1回につき	
62 8100	予防訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		
62 8110	予防訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		
62 4001	予防訪問入浴初回加算	□ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
62 6133	予防訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅰ	ハ 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位加算	3	1日につき
62 6134	予防訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅱ			(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位加算	4	
62 6099	予防訪問入浴サービス提供体制強化加算Ⅰ	ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44 単位加算	44	1回につき
62 6100	予防訪問入浴サービス提供体制強化加算Ⅱ			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36 単位加算	36	
62 6101	予防訪問入浴サービス提供体制強化加算Ⅲ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12 単位加算	12	
62 6106	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 58/1000 加算		1月につき
62 6105	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		
62 6102	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 23/1000 加算		
62 6103	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
62 6104	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
62 6113	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 21/1000 加算		
62 6114	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 15/1000 加算		
62 8300	予防訪問入浴令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算		